

広尾町指定文化財

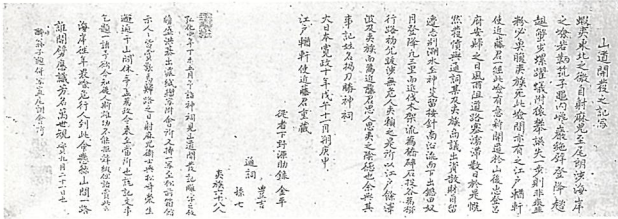
さんどうかい はつ の き うつ し

# 山道開発之記 写

所在地 広尾町西二条九丁目

管理者 禅林寺

指定年月日 昭和五〇年一二月四日



「山道開発之記・写」とある。記文は十勝神社収蔵の「東蝦新道記」彫字板の記文と同じである。十勝神社の彫字板は万延元年（一八六〇）に再鑄（さいせん）（再び板に彫りなおしたもの）されたので弘化四年（一八四七）国泰寺七世住職、真州の記した「山道開発之記・写」は、それより十三年さかのぼることになる。円空作・観音像の厨子を再造した弘化四年に、真州は二件を記したことになる。山道開発の記文の末尾に真州が誌した賛を要約すると次の通りである。

弘化四年丁未の五月、私は神祠（戸勝明神社）に参詣し「山道開発之記」を見た。彫字板には板榜（いたばう）に洪基（こうき）を盛んにしたためていた。私は濃紙を取出してこれを摺り写した。一枚を松前と函館にもっていき人々に見せたところ、人々は皆、近藤重蔵の功績を賞嘆した。帰路の日、射麻児（日高支庁管内様似町）の衛士（函館から赴任の詰合）松崎栄生と会い、山間の休亭で記文の話をしたところ、松崎に「一語を題してほしいと懇願されたので、私は後世の人々にも近藤重蔵の功績を知らせようと考えていたので、私は固辞することもできず俚諺（りげん）を綴って、これを賞すことにした。

海岸往年（おうねん） 險危ヲ畏ル（けんき） 行人此ニ至ッテ命、絲ヲ懸ク（いのち） 山間ノ一路

誰カ開劈<sup>かいへき</sup>セン<sup>まさ</sup>応ニ芳名ヲ識<sup>しる</sup>シ 万世ノ規タルコトヲ 実ニ九月二十一日ナリ

酔翁子題シ、併セテ写シテ尾朗会所ニ置ク

「注」 難解な字句に注釈をつけておく。

板榜<sup>はんぼう</sup>板に文字を彫ったかけ札。ここでは戸勝明神社に奉納された「山道開発之記」

洪基<sup>こうき</sup>を盛る 大きな事業の基になったことを盛んにする。

濃紙 密度の濃い紙。ここでは和紙のこと。また美濃国（岐阜県、美濃紙の集散地として栄えた）産の和紙か。

一語 一言。一詩。ここでは一つの漢詩。

俚諺<sup>りげん</sup> 俗間に用いられる言葉。ここでは軽い気持で一詩を綴ったということ。

陰危<sup>けんき</sup> 陰難で非常に危険なところ。

畏る<sup>おそ</sup> 恐れる。

糸を懸<sup>か</sup>く 一本の糸のような薦<sup>つた</sup>にさえ命をかけて通ること。

開劈<sup>かいへき</sup> 開きわける。ひき裂く。ここでは新たに山道を開削したこと。

規<sup>き</sup> おきて。きまり。おてほん。